

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 53

許認可等の内容		薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の兼務の許可（第7条第4項の規定の準用）
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第17条第8項
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準)
	参考事項	薬局製造販売医薬品の取扱いについて (平成17年3月25日薬食審査発第0325009号)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（令和5年9月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 8日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）